

毎週火・金曜日発行（当日が休日当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 四三
- 育種母樹林を指定した件 四三
- 道路の区域を変更する件三件 四三
- 道路の供用を開始する件 四三
- 正 誤 四三
- 令和五年八月二十九日付け定例第四百十二号中 四三

告 示

福島県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和五年九月八日から令和六年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ福島笹木野店 福島県福島市笹木野字大金谷南三番地の一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 福島寝装株式会社
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 雅己
住所 福島県伊達郡川俣町飯坂字下中居十八番地の六

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ツルハ

代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩

住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号

三 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年四月二十九日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百一十一平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 四十五台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 二十二台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四十三・四六平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 六・三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前八時

(二) 閉店時刻 翌日の午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌日の午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

七 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午前七時三十分まで

届出年月日

令和五年八月二十八日

福島県告示第五百六十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規

（商業まちづくり課）

定により、令和五年九月八日次のとおり育種母樹林を指定した。
令和五年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

| | | |
|-------------------------|-----------------|-----|
| 指定番号 | 福島育二八号 | |
| 指定採取源の種別 | 育種母樹林 | |
| 樹種 | スギ | |
| 所在場所 | 郡山市安積町成田字西島坂七一一 | |
| 本数及び樹木の集団を指定する場合にあつては面積 | 本数(本) | 三〇〇 |
| | 面積(ha) | 〇・一 |
| 法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所 | 福島県 福島県 | |

(森林整備課)

福島県告示第五百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

| | |
|-------------|---|
| 路線名 | 県道幾世橋小高線 |
| 区間 | 双葉郡浪江町大字北幾世橋字北原一三番地先から同郡同町大字北幾世橋字中谷地一二七番一地先まで |
| 変更前の別 | 変更後 |
| 敷地の幅員(メートル) | 敷地の幅員(メートル) |
| 延長(メートル) | 延長(メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第五百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

| | |
|-------------|--|
| 路線名 | 県道幾世橋小高線 |
| 区間 | 双葉郡浪江町大字棚塩字北棚二〇二番地先から同郡同町大字棚塩字北棚五〇三番地先まで |
| 変更前の別 | 変更後 |
| 敷地の幅員(メートル) | 敷地の幅員(メートル) |
| 延長(メートル) | 延長(メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第五百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年九月八日

福島県知事 内堀雅雄

| | |
|-------------|--|
| 路線名 | 県道幾世橋小高線 |
| 区間 | 双葉郡浪江町大字棚塩字北棚三八九番地先から同郡同町大字棚塩字北棚三八九番地先まで |
| 変更前の別 | 変更後 |
| 敷地の幅員(メートル) | 敷地の幅員(メートル) |
| 延長(メートル) | 延長(メートル) |

(道路計画課)

福島県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年九月八日
 福島県知事 内堀 雅雄

| | | |
|----------|--|---------------|
| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
| 一般国道四〇一号 | 大沼郡会津美里町松坂字博士沢丁 六二五番五〇地先から 同 郡昭和村大字小野川字板宿四 五番一七地先まで | 令和五年九月一〇日 |

(道路計画課)

正 誤

| | | | |
|-----|---|---|---|
| ページ | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|

○令和五年八月二十九日付け定例第四百十二号中

| | | | | |
|-----|---|---|----|--------|
| 四一九 | 上 | 五 | 本局 | 二本松出張所 |
|-----|---|---|----|--------|